

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月にA市所在のAモータースに雇用され、修理工として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、バイクの修理後の試運転中に転倒し、バイクの下敷きになり負傷する事故（以下「本件事故」という。）を被った。後日、頸や肩に激痛が出現したため、同年〇月〇日にC外科内科に受診し「変形性腰痛症、頸椎圧迫症」（以下「本件疾病」という。）と診断され、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件疾病に係る療養補償給付請求書において、「長年の中腰姿勢の作業で腰痛、工具類使用等の過労で手関節の変形、激痛があったところ、バイクの下敷きになり、後日腰に激痛が出た」旨記載するとともに、監督署担当官からの聴取において本件疾病について「今までも、年齢なりに腰の痛みや、手や腕の使い痛みはあったが、今回の転倒事故後の腰や首の痛みはこれまでにないもので、症状が改善しないので受診した」旨述べている。そして、監督署長は、本件疾病を請求人の基礎疾患としつつも、出現した急性症状のみを業務上の負傷によるものとして認めたものである。

請求人は、4年以上にわたり加療を続け、平成〇年〇月〇日に治ゆとなっているが、医証によると請求人に対する治療内容是对症療法であることがうかがわれ、リハビリ治療を継続して行っていたものであることから、当審査会としても、本件事故により増悪した請求人の急性症状は既に緩解したものと判断する。

D医師の症状所見書には「負傷時と症状固定時と比較して画像上はほとんど変化は見られない。」旨記載されている。また、E医師の鑑定書にもほぼ同様の所見が記載されており、さらに、同鑑定書には、請求人に残存する症状の原因について、「受傷後4年以上経過した症状固定時の症状は、請求人の加齢的変性によるものである。」旨記載されている。

以上のことから判断すると、受傷が一時的に症状を増悪させたとしても、請求人に残存する障害は、請求人の基礎疾患である本件疾病の加齢的変性によるものであると判断するのが妥当であり、障害等級に該当するか疑問のあるところであ

る。しかしながら再審査請求の性格上、原処分を請求人に不利益に変更する判断を行うべきものではないことから、監督署長が判断した障害等級第14級の9を変更しないこととする。

- 3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。